

足利義詮の禅宗信仰とその態度

葉 貫 磨 哉

的人物像が出来たのであろうか、以下義詮について見る事にする。

二

足利義詮の禅宗信仰を思う時、常にその弟たる基氏の政策と比較したくなる。義詮・基氏の兄弟は不図も貞治六年と云う歳に世を去った。義詮は十二月七日三十八歳、基氏は四月十六日の二十八歳である。これら十歳違いの兄弟が京都と鎌倉にあってそれぞれ足利政権の重責を負ったのであるが、これら兄弟の信仰と政策には自づから差があった。貞和五年十月に義詮に代って関東公方となった基氏は、足利氏の禅林に對する施政方針¹曆応・康永の禅刹規式を基本とし、禅林に現われた弊害を直接政策面に反映させ、禅林の統制管理を常に前向の方向で処理している。然し義詮にはこのような態度は見られず、直義の示した曆応・康永の禅刹規式などは気にならないようで、感情の赴くままの場当りの態度としか思われぬ。義詮は尊氏に教育され、基氏は直義派の上杉氏に養育された。指導養育する者の違いによってこのような對稱

貞和五年に直義の失脚に伴い、代って鎌倉の義詮が十月二十一日に上洛し、二十六日には三条坊門邸に入り、約一ヶ月の間をおいたと思う十二月一日に、尊氏に勧められてか天竜寺に赴いて夢窓疎石について受衣している。「冬十一月鎌倉左典厩上京、十二月一日、詣²天竜寺、与³師相⁴見於普明閣上、親受⁵衣鉢⁶」とある如く義詮も夢窓帰依者の例に連らなつた。それと云うのも尊氏は建武三年に「大將軍請⁷師於幕府、展⁸弟子礼⁹、勤求¹⁰示誨¹¹」とあつて夢窓に對して弟子の礼を取り、高師直もまた「四月十五日、武州太守高師直請兼¹²管真如寺¹³、先¹⁴是高師直受衣将建¹⁵梵刹¹⁶、請¹⁷師為¹⁸開山¹⁹」とあつて夢窓に受衣し、更に無外如大の正脈庵を改装して真如寺と稱して鼻祖とした。足利政権にとって不可欠の持明院統

の光厳上皇もまた「夏四月八日太上天皇駕幸西芳寺、受_三衣孟_二以執_三弟子儀_二」⁵⁾とあつて康永元年には上皇の受衣、師直の真如寺開創があり、貞和二年十一月廿五日には「主上召_レ師入内、受_三衣展_三師資礼_一次日特賜_三夢窓正覚国師_二」⁶⁾とあつて光明天皇の受衣となり、更に国師号の特賜となつた。然して直義も不意ながら夢窓帰依の一員とならざるを得なかつた。「武衛將軍訪_三師於西山_一」咨問曰、往年在_三関東_二拜_三仏光禪師真容_一表_三弟子儀_二今欲_三礼_レ師親受_三衣孟_二如何、師曰、事同_二一家_一遂受_三衣孟_二とある如く無学祖元の影前受衣について、今度夢窓に再度の受衣をなしている。この事については既に玉村竹二氏の『夢窓国師』に詳しい。このように足利政権を支える重要人物は全て夢窓帰依の一色となつた。このような折に上洛した義詮は、入洛して間も無い期間に夢窓に受衣する程の参禅への関心があつたのだろうか、直義の金剛幢下（古林清茂の法嗣及び参学の徒）への帰依をも歪め⁸⁾、表面は夢窓尊崇の態度を表明させた尊氏は聊か満足の様子であるうし、子息義詮も信仰心の無色の中に無窓帰依の烙印を押して置く必要を感じた。義詮が鎌倉にあって特定の禅僧に参禅した経歴も無く、所謂無関心な義詮が上洛早々に夢窓受衣の動機が起つたとは思われず、尊氏の勧めに従順であつたかと思われぬ。それは次のような事情から推察出来る。尊氏は後醍醐天皇の中興政治に荷担し、そしてこれを滅した事

が、天皇に代つて夢窓を庇護する事を思ひたち、これを幕府に請じて弟子の礼をとつた。本来入室受戒を望む者なら、自づから夢窓の庵室に足を運ぶべきであらうが、そこが肩代りの外護と云う気軽さが、夢窓を幕府に呼出して受戒すると云う気易さがあつた。所が暦応二年八月に天皇は吉野に崩じた。中興政治に背いた意識が次第に罪悪感となり、更に天皇崩御と共に追善菩提の念へと発展した。このためには直義と共に民力の疲弊、山門の強訴、公家社会の反対など、あらゆる障碍にもまけず「為_レ被_レ資_三後醍醐院御菩提_二」の一念は尊氏をして天竜寺造営に邁進させた。そして「天皇帰依の夢窓を開山に請じて尊氏遺恨の御気色を和げ奉つらうとした。それ以来暦応三年の細川和氏の夢窓拜請による補陀寺開堂、康永元年光厳上皇受衣、高師直受衣及び真如寺草創、貞和二年十一月光明天皇受衣、貞和四年三月直義再度の受衣、十二月義詮受衣、観応元年二月兩太上太皇太后及び皇太后諸宮妃等の内道場に於て受衣、と続けば重要人物は全て夢窓帰依となり、天皇に対峙した面々が夢窓尊崇、天竜寺帰依の志を持つ事が天皇の怨霊を鎮めるものと考へた。茲に到れば最早や肩代りの外護では無くなつた。所が観応二年八月になると、夢窓帰依によつて尊氏に恭順の意を示した直義は、一党と共に北国に走つた。尊氏の思惑は見事に外れ、再び天皇の怨霊が気になり、直義を追つて近江の鏡宿に陣したが、¹²⁾思い返して

夢窓に宛てて左の書状を呈出した。

天竜寺事 為奉報謝

先皇之恩徳、蒙

今上之勅命、為御開山建立訖、公私之發願濫觴異他、現当之願望、仰伽藍之照鑑、仍当家之子孫、一族家人等、及末代專当寺帰依之志、寺院并寺領等事、可抽興隆之精誠、若現不義及違乱者、永可為不孝義絶之仁候也、可得此御意候、恐惶敬白、

觀応二八月十六日

尊氏御判

侍者御中

此御書是觀応二年九月二日、

自江州戦場所下給御自筆置文也⁽¹³⁾

とあり、足利氏及び一族家人が末代に至るまで天竜寺帰依の志を専らにさせるとは、後醍醐院の恩徳報謝のため、末代に及んでその菩提を祈らせると云う事であり、直義を無理に受衣させ、上洛して間も無い義詮が無関心なのを幸い夢窓色に染めたのも、実は尊氏の心底に宿る天皇の怨霊から逃れるためであり、一族揃って夢窓受衣の形で天皇の鎮魂菩提を祈ると云う、夢窓に尊氏胸中に蟠まる天皇の心霊に奉げた請文なのである。このように見ない限り義詮の受衣は肯けない。

所が直義は謀反したではないか、不義違乱に及んだ直義は、薩埵山合戦後の觀応三年（文和元年）二月廿六日に「不孝義絶

足利義詮の禅宗信仰とその態度（葉 貫）

之仁」として鎌倉で毒殺した⁽¹⁴⁾。直義は殺しても子息義詮には慎重にならざるを得なかった。直義の如き見せかけの夢窓帰依では無く、骨の髄まで天竜寺に夢窓派に対する関係を専らにさせる必要があった。無関心な義詮に尊氏は反って幸いした。文和二年十二月に尊氏は天皇の皇子世良親王開基による嵯峨臨川寺を以て十刹位に列した。

嵯峨臨川寺事、

後醍醐院 勅願、夢窓国師寂場也、禅宗再興之聖跡、君臣帰依之靈地、信仰異他、仍雖為門徒寺、任東福寺之先例、所准十刹之列也、宜為散在諸山之最頂、弥尊開山行道之宗風之状如件、

文和二 十二月廿六日

尊氏御判

門徒御中⁽¹⁵⁾

とあり、後醍醐院・夢窓・君臣の帰依とあり、更に觀応二年九月の夢窓寂後は益々開山の行道を尊び、その宗風を受け嗣ぐ門弟への帰依であり、夢窓派優遇策こそ天皇の霊を慰めるものと考えた。従って東福寺の例に准じて門徒相承を許して信仰が全く他と異なる事を明らかにした。所が義詮に翌年の文和三年正月に同様の文面を以て左の状を認めた。

嵯峨臨川寺事、

後醍醐院 勅願、開山国師寂場、禅宗再興之聖跡、君臣帰依之梵字、信仰異他也、仍雖為徒弟院、任東福寺之先例、

可准十利之由被仰、門徒存其旨、可被執務之状如件、

文和三年正月廿六日

左中将御判

当寺長老¹⁶⁾

とあり、尊氏が十利位に列した後にどうして義詮が同様の内容を命じなければならぬのだろうか、義詮は単に尊氏の命令に従ったままで「可准十利之由被仰」と尊氏の意志を義詮なりに伝えたに過ぎない。然し尊氏に見れば義詮もまた自分と同じ信仰に起因しているからで、「当家之子孫……及三末代「専当寺帰依之志」にすると誓ったが、違約なく義詮もまた夢窓派帰依である事を公表したかった。尊氏の気持も少しは落着いたであろう。

聽て延文二年九月には夢窓国師七年忌の法要が天竜寺に於て営まれ、尊氏は義詮を伴ってこの席に参列した。「二十日、今日夢窓国師七年忌也、將軍父子入寺云々」¹⁷⁾とあり、遠忌は盛大であつたらしく「法儀尽善、觀者倍信」と『普明国師行業実録』は記している。義詮は尊氏によって夢窓帰依を押し付けられ、引き廻されて優遇策を施した。所が延文三年四月に尊氏は遂に死去してしまい、遺された義詮は九月二日に至つて京都万寿寺を五山に列した。¹⁸⁾ 義詮の思慮によって定めた禅林の制度はこれが最初で、義詮が万寿寺を五山に列した理由は何処にあるのだろうか、特別の関心を示した様子も無く、義詮の聖一派禅僧への帰依も稀薄であつた。これには尊氏の

死去と何らかの関係があるように思える。次にこれについて見る事にする。

註1 『太平記』卷 左馬頭義詮上洛事、『師守記』

2 『夢窓国師年譜』

3 右同

4 右同

5 右同 『夢窓国師塔銘』 『夢窓国師碑銘』

6 右同

7 右同 『天竜寺紀年考略』

8 玉村竹二氏 『足利直義禅宗信仰の性格について』 仏教史学

9 右同氏 『夢窓国師』 一八〇頁平楽寺書店発行

10 右同七二頁〜七五頁

11 『天竜寺造営記録』、『天竜寺紀年考略』

12 『太平記』卷 直義追罰宣旨御使事付鴨社鳴動事

13 『天竜寺重書目録』 『天竜寺紀年考略』 玉村竹二氏 『夢窓国師』 一八一頁

師』 一八一頁

14 『足利系図』 『雪村和尚行道記』、『太平記』卷 慧源禅門逝

去事

15 『臨川寺重書案文』 乾 『後鑑』 四十八卷 『大日本史料』 六編

之二十一

16 『天竜寺文書』 一 『後鑑』 四十九卷

17 『園太曆』 延文二年九月卅日の条

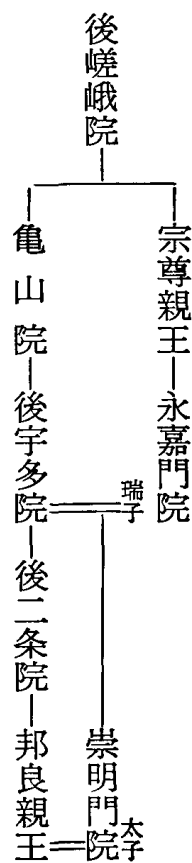
18 『夢窓録考証』 『京城万寿禅寺記』 今枝愛真氏 『禅宗の官寺

機構』 日本学士院紀要十九の三

万寿寺は固より家社会の寺院であつて武家とは何んらの関係も無かつた。『京城万寿禅寺記』によれば、白河上皇は皇女郁芳門院媞子追善のために、永長二年にその遺宮を仏寺とし、世に六条御堂と称されたものであつたが、正嘉年間に十地上人(十地覺空)とその徒慈一房(東山湛昭)が東福寺の円爾に投じて禅旨を領し、教寺を改めて禅院となし、弘長元年十一月に東山湛昭によつて開堂の儀式がなされ、嘉暦三年には禅院の整備も調つたのか、北条高時は時頼の素意を伝えて万寿禅寺と称した。元徳二年九月に至つては、崇明門院祺子(後宇多院皇女)によつて樋口・高倉・東洞院を堺とする土地が寄せられ、この地に万寿前住耕雲克原の徒紹臨が、元弘二年に朝命を拝して地藏像を安座して報恩寺と号し、祺子の母永嘉門院瑞子(宗尊親王の女)の追善道場とし、祺子はまた尾州味岡本荘を寄せてその香燈に充てた。これら万寿・報恩の両寺が暦応三年に良悦なる僧によつて統合されて一寺となるなど、武家とは特別の関係は無いのである。これら大通派(西潤子曇の派)の耕雲克原の徒紹臨や良悦などは共に公家社会出身の禅僧であつたであろう。五山禅僧には諱の系字(諱の上字)によつてその属する門派が判断され、来朝僧の門弟には一層これが明白である。⁽¹⁾五山派で諱に「良」の付く門派

足利義詮の禅宗信仰とその態度(葉 貫)

と云えば一山一寧の門派がそれで、一山直弟には無惑良欽、聞溪良聡、無相良真、極仙良初、無著良縁、大年良椿、良舜があり、法孫にも魯山良周、要堂良枢、蘭州良芳、正庵良因、無格良標、大道良弘、宗伝良教、道林良遁、相山良永、玉海良芝などがある。⁽²⁾一山は門弟に「良」と「友」とを系字にして安名している。然して良悦なる者も或は一山直弟の列に連なるものかも知れない。一山は龜山・後宇多両上皇の帰依を受け、「上^三龜山法皇」法語や、後宇多上皇は幕府に命じて一山を上洛させ正和二年八月に南禅の後席を嗣がしめ、度々詔を下して入内または入寺して問法をなし、一山示寂の報に接しては「太上皇得^レ表、蒼皇幸^三寢室^一 跌坐儼然、宛如^レ生也、君臣嗟悼太上皇、便賜^三宸奎^一贈^三国師之号^二」⁽³⁾とあり、更に「欲^下報^三老師直示之的旨^一 旌^中鸞續付属之金言^上」⁽⁴⁾と以後の決意の程を示すなどその帰依に深かつた。このような後宇多上皇を万寿寺関係の人々と結ぶと次のようになる。



後宇多上皇と永嘉門院瑞子との間に崇明門院祺子があり、
 祺子は後二条皇子邦良親王の妃となり、邦良廃太子の後は内親王の宣下となつた。⁽⁵⁾然して後宇多院の一山に問法するに際

しても、瑞子・祺子も陪聴に預った事であろうし、祺子が報恩寺に尾州味岡本荘を寄せれば、良悦は尾州味岡新荘を寄せると云う。このような本荘・新荘などの隣接荘園は同一人より分割譲与されたと解釈すれば、崇明門院・良悦は血縁にながる者となろう。「崇明割尾州味岡本庄充永嘉香燈曆応三年庚辰僧良悦附味岡新荘六条万寿与報恩合為一寺」とあり、所領と云い、万寿・報恩合一と云い、永嘉門院追善と云い、崇明門院祺子と良悦とは共通の目的を持っていた。後宇多院の一山帰依が、崇明門院血縁の良悦なる者を生み、良悦・崇明門院は母永嘉門院追善のために万寿寺の寺基拡大を図ったと思われる。

更に大通派（西澗子曇の派）の耕雲克原の徒紹臨などもこの類と思われる。西澗子曇は一山一寧の案内者として正安元年に帰朝し、相州円覚寺に入寺し、「会西澗謝鹿山事」府命令師権之両山一矩衆望翼如也、己而辞建長一独正円覚席」とある如く西澗は円覚を退き、一山は建長・円覚の兼帯を止めて円覚専住となり、建長後住は西澗が入院した。西澗は帰朝以来一山とは相互の発展に努力して来た。然して建長の西澗に後宇多上皇は特に問法し、「後宇多上皇親降綸綍一咨詢宗要、師獻法語一段大協皇情」とあり、上皇の帰依を受けると至り、徳治元年に示寂の後は上皇の帰依が一山に移り、一山は正和二年に南禅入院となった。西澗の門派は急速な発

展はなく、嵩山居中・明岩正因などが東西の代表で嵩山は西澗の寂後に一山に参じ、文保元年十月廿四日に一山が示寂すると再度入元したが元亨三年に帰朝し、藤原範秀の復興した洛西の西禅寺、元徳元年詔りを受けて衆林精舎、元弘二年には「奉詔昇南禅翼載召師入内、詢心要奏对称旨」とあり、西澗・一山などの門流は自づと公家社会と密接な関係があったし、嵩山の兄弟耕雲克原も京にあって万寿前住の経歴があった。嵩山が元弘二年に南禅入寺及び入内問法に預った年に、「前任耕雲原之徒紹臨奉朝命一就彼地一先建報恩精舎一奉安地藏尊容一修薦永嘉門院仏駕」とある如く、崇明門院祺子の寄付する地に報恩寺を創めて永嘉門院の追薦を祈るなど、朝命とは後宇多・崇明門院などの沙汰であろうし、永嘉門院の冥福を祈るとすれば紹臨もまたこれらの縁に連らなるものであろうか、一山・西澗などの門より、紹臨・良悦などの公家出身の禅僧が出て何んら不思議な現象では無く、帰依僧の門派に庶子を託する例は枚挙に遑がない。嘉暦四年（元徳元年）八月永嘉門院死去、元徳二年九月崇明門院樋口・高倉・東洞院の四至を限って寄進、元弘二年紹臨による報恩寺建立、崇明門院尾州味岡本荘寄進、曆応三年万寿・報恩の両寺合併、続いて良悦の味岡新荘の寄進と続き、「特為郁芳仙詞一白河後宇多等同嚴追修」と云うに至っては、全てが一山・西澗に対する後宇多院の帰依がこのような

結果を齎したものとなる。

このように武家とは無関係な万寿寺を五山に列するには、官寺に組入れなければならない或種の事情が内在していたのかも知れない。万寿寺住持は聖一・大応・法燈・仏光・一山・大覚・大鑑・燄慧等の諸派から住持につき、正に十方住持制をもって居り、寺基拡大が成って五山に昇格するには何んの不足も無かった。然し歴代を具に観察すると、開山の十地覚空より、東山湛昭・肯庵・松嶺智義・無才智応と聖一派中の三聖門派（東山湛昭の派下）が歴住し、続いて「嘉元甲辰^(二年)奉_レ詔入_ニ京師_一 太上皇召対_ニ宮掖_一 問答称_レ旨、特差住_ニ持輩下万寿禅寺_一 貴遊問道者、車馬日駢集、又以_ニ東山故址_一 興_ニ造嘉元禅刹_一 延_レ師為_ニ第一祖_一⁽¹²⁾とある如く大宰府の崇福寺より南浦紹明が上洛し、龜山上皇のために禅要を説き、翌年の嘉元三年七月二十日に万寿寺に入寺せしめられた。更にまた「龜山法皇大祥、奉_レ勅就_ニ嵯峨殿_一 陞座⁽¹³⁾」とある如く後宇多上皇の帰依をも受けるに至り、嘉元寺の創立は不可能となつたが、徳治二年十二月に北条氏の招聘を受けて建長寺入院をなすまで、公家社会の尊崇を一身に集めた。然してこれら兩上皇の帰依は、南浦の万寿寺の一流相承を所望する処となり、龜山・後宇多の兩上皇はこれを廻つて意見の一致がなかつた。後宇多上皇は南浦の万寿寺入院を認め、果ては一流相承をなさしめたい意向があり、龜山上皇は寧ろ従来⁽¹⁴⁾の三聖門

派の相承を支援したかつたらしい。「当時為_ニ龜山法皇御分_一 之間、仙洞依_ニ南浦上人事_一 雖_レ有_ニ当寺御所望_一 故法皇遂以_ニ無_ニ御領状_一⁽¹⁴⁾と云う状態であつたが、兎角「自元一旦事、非_ニ始終之儀_一⁽¹⁵⁾」との条件付で南浦の入寺が実現した。南浦入院の約二ヶ月後の九月十五日に龜山法皇が崩御になると、万寿寺東堂の無才智応であろうか、「龜山殿崩御之後、被_レ追_ニ出空識上人_一 而南浦上人被_ニ入院_一⁽¹⁶⁾」る事となり、万寿寺に寄住する三聖門派は離散し、正に不便の次第となつた。それが即ち南浦の直弟絶崖宗卓の入院早々の徳治三年正月に「六条院万寿寺開山十地上人門弟申、南浦上人建長寺入院上者、以_ニ当寺_一 如_レ元可_レ被_レ返_ニ付東山門弟_一 由」との奏上に及んだが、後宇多上皇の帰依は南浦の大応派にあつたと見え、万寿寺は三聖門派に返還される事はなく、大応派の甲乙住持が続けられ、絶崖宗卓・通翁鏡円・雪庭宗禅と南浦の直弟⁽¹⁷⁾大応派の相承が続ぎ、代つて西澗子曇の直弟耕雲克原・出塵処傑・混源正肇の大通派がこれに次いで進住した。然して茲に至つて今度は大応派から万寿寺を南浦の法流に返す事を要求されたらしい。大通派は不服ながらも承諾せざるを得なかつたらしく、混源正肇の後住に即庵宗心（南浦の直弟）が嗣いで再び大応派となつた。このように聖一派中の三聖門派、大応派・大通派などの諸派が各々一定期間の甲乙住持を維持した事が万寿寺進住に対する既得権を成立させる結果となり、各

派がそれぞれ自派の権利を主張して譲らず、動もすれば門派間の対立は激しさを加えた。耕雲克原の徒紹臨が朝命を拜して崇明門院の寄進地に報恩寺を創めて、永嘉門院の追善を祈り始めたのも、追い出された大通派が、新たな拠所を求めて転出を計ったに相違ないし、再び大応派の手中に落ちた万寿寺を三聖門派は恨みの眼差しでこれを眺めたであろう。朝廷女院の檀越も解決の方法を知らず、遂に武家の力に縋らざるを得なかった。このような問題は直義の政治力を發揮させるに十分なるものがあつた。対立する三派をも傷つけず、外護者である皇室女院も納得する人物を選別する必要があつた。茲に至つて直義は法燈派の高山慈照に白羽の矢を立てた。暦応三年四月頃に高山は万寿寺に入院した。高山は法燈国師心地覚心の直弟であり、心地は弘安四年に「禅林太上皇、三馳詔書」令住京之勝林寺、復召对探禅要、師深談入理、宏機従弁、皇始知宗門有過量事、由是衆奔移、如氷赴壑、賢愚咸仰之、当今皇帝後宇多院、大覚寺、受衣孟戒法、天皇改皇居為禅宇、賜額禅林有旨19とあり、龜山・後宇多両上皇の帰依を受け、更に八年にも「禅林上皇当今皇帝、就嵯峨龜山皇居、師持命乘輦入宮、直臨便殿、今上躬扶轅揭簾、師資之礼弥旌尊敬」20とある如く、龜山・後宇多両上皇は聖一・大応・大通三派の帰依のみでは無く、それ以前に法燈派のある事を想起させる必要があつたし、対立

する三派も互に牽制しながらも、これについて異義を挟む理由は無かつた。高山の住持は暫時これらの対立を和らげた。高山が進住すると間も無く、直義は万寿寺をもって十方利の寺院とした。「直義源公革京之万寿、甲乙為十方」21とある如く、一派の独占相承はこれにて消滅した。當時に於ける比類無き学者、三聖門派の代辯者虎関師鍊、豊富な遍参歴を持つ大通派の代表格嵩山居中、客観的な第三者夢窓疎石、何れも「妙選住持」に両手を挙げて賛成した。「妙選住持、南禅虎関鍊公、建仁嵩山中公、天竜夢窓国師石公、拳師道行高潔、疏幣敦請」22とあり、大応派は取上げられた恨から静観し続けた。直義は更に高山慈照に対する風当りを考えてか、住持二ヶ月にして建仁寺の嵩山居中の後住として転住せしめた。思い残す事なく嵩山は建仁を退院したのである。「師欣然入寺、僅兩月、廢者具興、俄被旨住東山建仁、移東海源公補処万寿、金昆玉季、敲唱相应、法燈之道盛行于時庚辰歲六月大旱云々」23とあり、万寿後住は同門の東海竺源を充歴応三年てて残り任期を満了させた。万寿寺問題は解決した。慈に至れば報恩寺は最早不用のものとなり、同年中に対立門派とは無関係な一山派の良悦によつて「六条万寿与報恩合為一寺」24とある如く立所に和合合体し、東海の後席は大応派の恨みを慰める意味で可翁宗然を住持につけた。

可翁諱は宗然、筑後の人、幼にして大応国師南浦紹明に参

じ、文保元年に寂室元光・鈍庵 俊などと共に入元し、中峰明本・元叟行端・古林清茂・無見先靚・断崖了義・絶学世誠などに参学する事十年、帰期して筑紫の崇福寺、洛中の万寿寺、泉州禅通寺を開いて第一世となった人で、直義好みの金剛幢（古林の別称）参学の徒であり、直義は大応派を慰めながらも自己の裨益筋を住持につけて大応派への礼とした。然して可翁を再度建仁寺に移し、任期の後は山内に天潤庵を創めて退居させ、以後長く紫野大徳寺が五山を覗く有力な窓口となった。以後雪村友梅（一山派）、杲山宗昭（仏光派）、足庵祖麟（大覚派）、古先印元（中峰派）、南峰妙讓（仏光派）、鑑翁土昭（聖一派）、此山妙在（仏光派）、天境靈致（大鑑派）、竺堂円瞿（醍慧派）、古鏡明千（大鑑派）と歴代を重ねて「始昇⁽²⁵⁾本寺一為⁽²⁵⁾五山」と云うのであり、名実共に備わった万寿寺を五山に列しても何んら問題は起らなかったし、五山の格式を与える事が至極当然の結果と受取られたであろう。直義の万寿寺昇格は直義路線の延長であって、直義の独創では無いのである。既に暦応三年に直義によって十方利とされた事は、朝家檀越が万寿寺住持の任免権の一部を武家に割譲した事を意味し、既に万寿寺は幕府の官寺機構の中に組入れられていたと見られるからである。「令嗣宝篋相君延文三年戊戌陞⁽²⁶⁾位於五山之列」とあるのは最終的な仕上の段階であったと思われる。

然らば直義は万寿寺の故事来歴を考慮に入れて五山に列し

たものだろうか、知識老宿の茶番劇的な話をも時には信用する直義が、深い思慮を廻らして五山昇格を定めたのでは無く何人かの注申によって喚起されたとしか思われない。それは尊氏の死去した延文三年五月から、八月十二日の除服の宣下がなされた頃まででは無かったか、次にこれについて見る事にする。

註1 玉村竹二氏『禅僧称号考』画説五三・五四・七〇・七一・七

二

- 2 『仏祖宗派図』
- 3 『一山国師行記』
- 4 『一山国師語録』
- 5 『本朝皇胤紹運録』
- 6 『京城万寿禅寺記』
- 7 『一山国師行記』
- 8 『延宝伝燈録』卷三、『扶桑五山記』
- 9 『延宝伝燈録』卷二十二
- 10 『京城万寿禅寺記』
- 11 右同
- 12 『大応国師塔銘』
- 13 『大応国師語録』
- 14 『東福寺文書』卷一、大日本古文書家わけ所収、この史料については玉村竹二氏の教示に預った
- 15 右同
- 16 右同

17 右同

18 『五山歴代』、『延宝伝燈録』卷二十の絶崖の像に「開法豊之万寿、遷住ニ筑之崇福、洛之万寿相之浄智、後宇多帝降レ詔主ニ南禅」とあり、通翁の条には「花園帝皇詔存臻出ニ世京之万寿」即庵の条には「歴住豊之万寿筑報恩崇福、後有レ詔主ニ洛之万寿」とある

19 『法燈国師行実年譜』

20 右同

21 『高山禅師塔銘』

22 右同

23 右同

24 『京城万寿禅寺記』

25 『五山歴代』

26 『京城万寿禅寺記』

四

延文三年四月頃から尊氏の病は重くなり、本道外科の医師、君臣の施薬なども効無く、陰陽道・鬼見・太山府君・星供・冥道供・薬師十二神将法・愛染明王・不動慈救延命法などあらゆる修法も利目を示さず、三十日に至ってこれらの加護も得られず五十四才で死去した。然して衣笠山麓の等持寺に於て竜山徳見・平田慈均・無徳至孝・鑑翁士照・東陵永興などの五山禅僧によって鎖龕・起龕・下火などの仏事がなさ

れ、⁽¹⁾五七日に至って義詮は乾峰士曇を招いて陞座説法を請うた。閻魔とその眷属を供養する修法ニ冥道供をなしたが尊氏は助からなかった。「子將軍請ニ仏尋」とある如く、果して父尊氏は成仏してくれただろうか、乾峰は義詮の疑問を次のように解決した。

問、^(高峰顯日)仏国禅師三十三年遠忌辰、和尚陞座説法、閻羅大王来聳官聽是也無、

答、認著依前還不是、

問、今日長寿寺殿三十五日忌辰、閻羅大王来聴受也麼、^(足利尊氏)

答、閑神野鬼窺覷無門^略

粵有ニ先天征夷大將軍薨御ニ 舍維負ニ金棺之義ニ己尽、中陰超ニ鑊田之事ニ未レ畢、直奏ニ 当今皇帝ニ追ニ諡徽号ニ 勅任ニ一品左僕射ニ榮達冥域、如レ古皇先生裘レ父嚴肅威儀、如レ師子將軍請ニ仏尋ニ逐ニ于肉ニ 殊当ニ玆忌辰ニ折骨作筆、自書ニ地藏神咒宝号ニ 恰如ニ 唐李觀ニ 常刺血為ニ黒手ニ 書ニ金剛般若⁽²⁾ 若ニ大孝順之至、諸聖彰ニ感格ニ 伏乞ニ台察ニ

とあり、六月三日に朝廷は尊氏に対して従一位左大臣を追贈しているから、⁽³⁾この仏事はこれ以後であろう。義詮は尊氏の地藏信仰に因で、地藏神咒の宝号と金剛般若経を血書してこの仏事に莅み、心痛な趣で乾峰の陞座説法を見守ったであろう。然して乾峰の答は閻魔の来聴が無いと云う。乾峰は嘗て閻魔を説法したと云う説話的経歴の持主である。貞和四年

に南禅進住の年の十月廿日に、夢窓疎石に請ぜられて仏国師高峰顕日（夢窓の先師）の三十三回忌の陞座をなした。この時に閻魔が眷属を率えて乾峰の説法を預り聞いたと云う、「朱雀街律寺主暴死、三日而蘇、曰、我独行曠野二百兩車前後濟々、中有王者一面如渥丹竊問之、從者曰、閻魔大王也、娑婆世界一仏説法、往預其会」とあり、その後「又亡人經三年者、逢人曰、十王臨會、地獄無人」と云うのであり、地獄に人無しの状態では尊氏の往生は紛れも無かった。「請仏尋」じた義詮は疑心と喜びが交叉しながらも一応は安心した。「僧曰今日為仁山居士陞座、還有閻王聞麼、師曰閑神野鬼窺覷無門」とあるのも地獄に突落とす事を止めた閻魔は、説法を聴聞する必要がなくなつたし、尊氏の往生を決定的なものとした。乾峰士曇と云う人は禅僧であると共に、密教に対しても寛容であり、神人接化の説話もまた枚挙に遑がない、賀茂明神が入室受戒して勝岳の法名を受け、翌日驟するに僧伽梨をもつてしたとか、北野天神が使者を遣して金剛經を書写せん事を求めたなど、神人化度の豊富な人で『東福寺紀年録』などにもその神秘的説話が纏められている。

男山神靈現ニ金色弥陀仏身一騎ニ紺黒獅子一光ニ降于乾峰室一
默契法要、見者聞人無不仰瞻之、大小檀那感仏神相見
之奇瑞、而八幡目庄安禅禅寺築丈室、就于乾峰一需室

足利義詮の禅宗信仰とその態度（葉貫）

名一本于得道以来不動性之神偈一扁于不動亭一仍題神
靈一歇一却祖師心之偈一天下名緇廿員唱和之、乾峰自筆之雕
焉云々、加之乾峰住泉州堺、宿松山海会寺之日、金面
竜王見乾峰一求法要一後欲酬法恩一伏聞和尚願望一乾
峰曰、此地無井水甘美一万民渴望之云、竜王鑿井一必其
需一到如今一淨水湛然矣、

とあるなど室号を求めたり、井泉を施すなど神人を接化する事夥しい、また「東福旧有魔孽一服師法味一頓革邪心」とあるなど悪魔の降伏には一際その密教的修法に効果があり、尊氏のように怨霊に怯える者にとつて、乾峰の密教的修法には帰依しやすい親近感を覚えたであろう。従つて「夢中有感通一令我画尊容一利濟徧沙界一善根無所窮、貞和五曆大簇下旬、為乾峰和尚書之、尊氏」とある自画自の地藏像画を乾峰の需めに応じて与えたり、延文二年二月二十二日の夜に尊氏の夢枕に異人あつて、「花有仏性一天地無隔」の二題の和歌を求めた瑞夢に、五山禅僧がこれを賀して頌を寄せ、乾峰に命じてその詩軸の序を作しめたと云うのも偶然の成行では無く、夢窓無き後の尊氏帰依僧の一人であつたであろう。尊氏臨終に際して、本道外科の医師に交つて「有驗高僧」も多く参集したと云うが、乾峰などもその一人であつたのではあるまいか。そして尊氏の仏事には平田慈均（南禅当住）、無徳至孝（建仁）、万寿前住鑑翁士照（東福当住）

など聖一派の禅僧が参加し、有驗の高僧的な乾峰に陞座説法を請うなど、尊氏の仏事には以外に聖一派が多いのである。無関心な義詮は尊氏の死を通して聊か信仰心が芽生て来た。茶話の序に五山内の事にも及んだであろう。東福寺の末寺たる万寿寺が寺基拡大され、豊富な寺領を持ち、十方利として幕府の官寺機構に組入られている現状は、五山昇格を鶴首していたのかも知れない。聖一派は東福寺派にとって末寺の万寿寺が五山に列せられる事は一面名誉な事でもあり、折に触れて聖一派禅僧の注申は義詮をして五山昇格を決定させたであらう。聽て八月八日の百々日も過ぎ、八月十二日に到って除服の宣下があり、^⑩政務も平常に戻った九月二日に義詮は万寿寺をもって五山に列した。^⑪そしてこれらの関係は自づと聖一派の禅僧を知り得る事となり、貞治二年に義詮は西山の臨川寺に友山士偲を以てした。臨川寺は夢窓派の拠点として他門の住せる寺院ではないのである。義詮自身臨川寺に対して「雖為徒弟院」と称し、夢窓派相承の事は百も承知の筈である。「西山臨川乃門庭甲乙、特請師補其席」貞治癸卯、開山正覚国師之十三白也、師為陞座普説」とある如く、夢窓の遠忌に陞座普説をなすなど、臨川進任にあたって夢窓派の怒りを受けなかったのだろうか。夢窓が高峰頭日の卅三回忌に友山の師兄乾峰士曇を請じて陞座説法をなさしめた事に因んで、この度は康安元年に乾峰が寂したため、同門の友山を請

じたのかも知れない。なる程夢窓の『臨川家訓』によると、「本寺住持不可妄請塔主」^⑬与門弟宿老相共商量、選其器以任之、門弟之中無其器、則請他門名勝亦可也、莫倣尋常度弟院之式矣」とあって友山が住持につける特例は示されてある。然しそれは夢窓派中に臨川寺住持となるべき器用の人物が存在しなかったと云う事を義詮自身が認めた事になる。そして友山の陞座に禅客が「進云、枢府大相公、今日入山焼香、還有与国師相見分也無、答曰風從虎雲從竜」なる問答があり、乾峰の「閻羅大王來聽受麼、答曰閑神野鬼無門」と云う尊氏卅五日の問答と似たものがあり、義詮の信仰と力量を禅客が見抜いているような気がして面白い、そしてまたこの夢窓の遠忌は臨川寺塔主の竜湫周沢が「各捨淨財互抽丹悃」京城大小禅律寺院二十七所、贈以贖金就于本院、營備齋羞、羅列香燭、普會諸大禅徳諸大官員、命小比丘陞于此座、贊揚仏事」とある如く、夢窓門徒中より贖金を集めてこの大齋会を設けたもので、夢窓の『三會院遺戒』によると「老僧滅後不可定喪主」と云い、「祭奠之儀、不_レ論門徒道旧、並皆禁止之」とも記しており、更に「老僧滅後、中陰、百日、小祥、大祥等諸忌辰、只要現前小師焼香諷經、不_レ須設大齋会」とあるが竜湫は大小の寺院廿七所より贖金を集め、のみならず他門の禅僧を住持につけた事に対して、夢窓門徒の中には聊かの不満を示すも

のがあった。即ち「進云、今日三会和尚為開山國師^(一)設三忌齋^(二)未審、國師還來不、答曰天上天下^(三)」⁽¹⁵⁾とあるのは竜湫に対する細やかな反抗を示すものであろう。また同じ貞和二年の冬に義詮は虎関師鍊の参徒性海靈見を三聖寺に請じている。

「征夷大將軍義詮召以三聖精藍^(四)師謝^(五)病不^(六)応也、重有^(七)敦請命^(八)師作^(九)休々歌^(十)以固辞焉、大樹感^(十一)于歌^(十二)嚴旨汲々、既泊^(十三)乎三回^(十四)矣、於^(十五)玆弗^(十六)克^(十七)免、遂詣^(十八)洛直登^(十九)三聖^(二十)一香酬^(二十一)虎関之法乳^(二十二)」⁽¹⁶⁾とあり、義詮が三請に及ぶなど違例の事であり、入元帰朝した性海が同参の竜泉令淬から和泉堺に於て虎関の遺物伽梨一頂を受けたのち、丹州に走って長寿、禅居、興勝の諸寺を創めて嗣法を現わさず、このため同門徒が義詮を頼んで性海を三聖に請じ、否応なしに虎関に嗣香を焚かせようとする計画が、義詮をして三請に及ばしめたものかも知れない。何れにしる義詮の近辺に有力な聖一派禅僧が存在したような気がしてならない。更に翌年の貞治三年に義詮は伊予の河野通盛の申請に任せて善応寺を諸山の列に加えている。

伊予国善応寺事、任^(一)河野对馬入道善惠申請^(二)可^(三)為^(四)諸山列^(五)之状如件、

貞治三年五月三日

当寺長老⁽¹⁷⁾

義詮御判

とあり、善応寺もまた乾峰土曇の兄弟たる正堂土頭を開山

足利義詮の禅宗信仰とその態度(葉貫)

とする聖一派であり、河野氏は南山土雲(乾峰・友山・正堂の本師)の恩に酬いる意味で正堂を請じたと云う。⁽¹⁸⁾義詮が諸国の禅刹を諸山・十刹に列した数は如何なるものだろうか、今枝愛真氏の『禅宗の官寺機構』——五山・十刹・諸山の国別分布について——⁽¹⁹⁾より拾って見ると次のようである。

山城大聖寺(雙峰宗源聖一派)、山城円通寺(東山湛昭聖一派)、尾張妙興寺(滅宗宗興大応派)、三河実相寺(円爾弁円聖一派)、駿河清見寺(無伝聖禅聖一派)、上総願成寺(雲叟慧海黄竜派)、近江延福寺(南山土雲聖一派)、美濃定林寺(無学祖元仏光派)、美濃竜門寺(一山一寧一山派)、上野吉祥寺(中岩円月大慧派)、越前弘祥寺(別源円旨宏智派)、越中崇聖寺(竺山至源聖一派)、備後天寧寺(春屋妙葩夢窓派)、伊予善応寺(正堂土頭聖一派)、豊後宝陀寺(悟庵智徹聖一派)、日向大慈寺(玉山玄提聖一派)などであり、延文三年五月より、貞治六年十二月までの間に十六ヶ寺が官寺に列せられ、そのうち聖一派九ヶ寺、諸派七ヶ寺を数えるのも中央にある聖一派禅僧の吹挙が効をなした結果であろう。そしてまた義詮は貞治五月に備前土師郷を万寿寺に寄進している。「宝篋相君、以^(一)備前土師郷^(二)易^(三)越中佐味庄^(四)又大小檀施洛中園地処々有^(五)之^(六)」⁽²⁰⁾とある如く、備前土師郷をもつてし、延文三年の五山昇格と云い、今度の所領と云い、義詮の聖一派禅僧に示す関心が深かった証左かも知れない。然し万寿現住は一山派の蘭洲良芳のようで、「貞治二

年癸卯、師五十九歳、住相陽万寿、四年乙己、師六十一歳、住⁽²¹⁾輩下万寿」とある如く貞治四年に蘭洲は万寿進住をなし、翌年の貞治五年に義詮の寄進を受けている。それは万寿寺もさる事ながら、蘭洲の前恩に酬いる意味からかも知れない。「康安元年辛丑、南朝楠木正儀、細川清氏陷⁽²²⁾京師、征夷大將軍宝篋院殿避⁽²³⁾寇江州武佐寺、鹿苑院相国歳甫四歳、事勢太急、左右抱持、夜投⁽²⁴⁾師室、匿⁽²⁵⁾于衣被之中、五月、擁扶便輿、昼夜疾駆、赴播之白旗、宝篋院率⁽²⁶⁾諸道兵、收⁽²⁷⁾復京都、明年貞治元年壬寅、凱奏而返⁽²⁸⁾鹿苑院殿」とある如く義満救出に対する報謝の念なのか、何れにしる義詮にはすつきりしないものがある。

それなら義詮は夢窓派とは無縁の者なのだろうか、青山慈永の伝記を見ると「大將軍義詮源公請主⁽²⁹⁾洛之等持、重務之暇入寺聽法⁽³⁰⁾」とある如く、嘗って南山士雲の門下にあつて士永と称し、のち夢窓疎石に参じてその法を嗣いた青山の『仏観禪師行状』には、「未⁽³¹⁾幾遷⁽³²⁾居洛等持寺、此寺者征夷大將軍源公為⁽³³⁾扶持王道、帰⁽³⁴⁾依仏乘⁽³⁵⁾所⁽³⁶⁾開建⁽³⁷⁾之精藍也、八宗諸師於⁽³⁸⁾此席⁽³⁹⁾勤⁽⁴⁰⁾行法会、時謂⁽⁴¹⁾之天下仏法之銷鑄、為⁽⁴²⁾住持⁽⁴³⁾者必得⁽⁴⁴⁾智道⁽⁴⁵⁾雙備、内外兼学人、以⁽⁴⁶⁾当⁽⁴⁷⁾其職⁽⁴⁸⁾矣、源公公久仰⁽⁴⁹⁾師徳望⁽⁵⁰⁾、懇請住⁽⁵¹⁾之、以⁽⁵²⁾治政之暇日⁽⁵³⁾入寺問道」とある如く尊氏も夢窓無きあと青山に問法し、義詮もまた「于時羽林相公⁽⁵⁴⁾公奉、⁽⁵⁵⁾聖旨以⁽⁵⁶⁾総⁽⁵⁷⁾管畿内及諸道軍事、兼録百揆、威福之權

重⁽⁵⁸⁾於相国、亦致⁽⁵⁹⁾割愛之信心、投子作⁽⁶⁰⁾弟子」とあつて尊氏在世中に夢窓に次いで青山にも受戒している。そしてまた貞治二年の夢窓十三年遠忌の際に青山は建仁寺にあつた。⁽²⁴⁾義詮は建仁の青山に対して庇護を施し、諸堂を完備して夢窓の遠忌をなさしめた。「師当⁽⁶¹⁾先師十二年、竭力營⁽⁶²⁾忌齋、征夷大將軍助⁽⁶³⁾施銅錢⁽⁶⁴⁾入寺、將軍入山預⁽⁶⁵⁾聽、徒大衆喜⁽⁶⁶⁾法門光彩、殿⁽⁶⁷⁾淨⁽⁶⁸⁾一寺、莊⁽⁶⁹⁾飾諸堂、集以⁽⁷⁰⁾奇珍、超絶⁽⁷¹⁾古今、自爾寺門逐日興隆⁽⁷²⁾」とあつて青山の住する建仁堂塔を奇珍をもつて飾り、夢窓の遠忌を嚴修せしめるなど、聊か青山に対する帰依心は持っていた。青山とて初めは南山士雲のもとで、乾峰士曇、友山士偲、正堂士顯などと兄弟の關係にあつて無際士永と称したもので、⁽²⁶⁾この辺にも義詮の聖一派との關係を見るべきである。聽て義詮は青山を鎌倉建長寺に移し、任期の後は山内に大統院を構えて退居示寂した。

然して貞治四年五月四日になると義詮は母登真院殿の死去に逢い、足利氏の家利である等持寺に参り、默庵周諭・碧潭周皎などに問法し、更に教典の講釈の席に連らなつた。「等持⁽⁷³⁾院殿奄爾棄⁽⁷⁴⁾民、⁽⁷⁵⁾宝篋院殿雖⁽⁷⁶⁾当⁽⁷⁷⁾国、而壯年未⁽⁷⁸⁾染⁽⁷⁹⁾神於法門、我宗安危在⁽⁸⁰⁾此之時、⁽⁸¹⁾於是年⁽⁸²⁾逾年、丁⁽⁸³⁾登真院憂⁽⁸⁴⁾、台座入⁽⁸⁵⁾等持寺、与⁽⁸⁶⁾僧衆、看⁽⁸⁷⁾經坐禪、⁽⁸⁸⁾禪師每日講⁽⁸⁹⁾楞嚴⁽⁹⁰⁾円覚⁽⁹¹⁾經、提⁽⁹²⁾起教外有⁽⁹³⁾別伝、十数日後、講罷移⁽⁹⁴⁾刻、帰⁽⁹⁵⁾丈室、集⁽⁹⁶⁾我輩⁽⁹⁷⁾語曰、我多年有⁽⁹⁸⁾兩癖見、聽⁽⁹⁹⁾数日講談⁽¹⁰⁰⁾瓦解冰消⁽¹⁰¹⁾」⁽²⁷⁾とあり、

また夢窓派の長老当時七十四才と云う碧潭周皎の講席にも
 を傾けた。「源將軍義詮、偶丁^ニ北堂之憂^一 虞^ニ于等持之墓^一
 例請^レ師講^ニ梵典^一者百日、資^ニ薦冥福^一 一時之公卿競奔而問道⁽²⁸⁾」
 とあり、母登子の死を契機に義詮は等持寺にあって参禪問法
 した。尊氏の死去より登真院の逝去まで義詮は「壯年未^レ染^ニ
 神於法門^一この状態なのか、この間は既に聖一派との関係が細
 々と続けられたし、青山との間にも徹底的では無いにしても
 信仰心の兆はあった。「我宗安危在^ニ此之時^一」とは義詮が夢
 窓派との関係が稀薄であった事を示すものであり、母登子の
 死が義詮をして再び夢窓派へ引寄せせる契機となった。それが
 即ち「我門已得^ニ泰山之安^一」の言葉となって現われたもの
 であろうし、貞治六年九月廿九日に至って幼き義満を天竜寺
 の春屋妙葩を戒師として受戒させたのも、義詮の夢窓派帰依
 が固定化した結果であろうし、尊氏によって振り廻されて身
 につけた天竜寺帰依も漸く功を奏したものとと思われる。そし
 てまた十月には円覚寺黄梅院(夢窓疎の石の塔)の華嚴塔修造に対して

円覚寺黄梅院華嚴塔修造事、明年重莅^ニ彼所^一 致^ニ祈禱之專^一
 一^レ所^レ致^ニ其沙汰^一也、早以^ニ鎌倉・六浦小間別錢貨^一 宛^ニ
 彼要脚^一 可^レ被^ニ修功^一之状如件、

貞治六年十月七日
(義満周信)(29)
 当院塔主

花押(義詮)

とあり、同年四月に弟基氏が死去し、関東公方は基氏の子

足利義詮の禅宗信仰とその態度(葉 貫)

氏満が嗣いだ。黄梅院華嚴塔修造は義詮にとって余程重要な
 事と見え、幼き氏満に任しきれず自づから御教書を認めるあ
 たり、夢窓派帰依も漸く軌道に乗った感がある。然して義詮
 は十二月七日の臨終に際して黙庵周論と春屋妙葩に看取られ
 ながら、法服をつけて合掌して果てたと云う。「府君七日逝
 去、其日戌時、召^ニ天竜春屋・等持黙庵^一 対面坐、換衣盥嗽、
 披^ニ法服^一 坐^ニ椅子上^一 遺囑訖、合掌而終⁽³⁰⁾」とあり、夢窓の直
 弟も漸く五山の長老格に成長し、乾峰は無く、青山は建長寺
 大統庵にあり、南山は東福寺万年庵に退居し、夢窓派の年長
 者碧潭周皎は夢窓前半世の宗風(隱遁的)を堅持して西芳寺
 にあり表面に現われる事を欲しなかった。⁽³¹⁾ 母登子の死が義詮
 をして家利である等持寺に参入問法させ、果ては黙庵・春屋
 との接触を可能にさせ、後馳せながら尊氏の云う夢窓派帰
 依^ニ天竜寺帰依^一 後醍醐院菩提を祈念する事が出来たし、春
 屋の登場は更にこれを強固なものとした。

- 註 1 『太平記』卷三十三將軍逝去事
 2 『広智国師語録』
 3 『足利系図』
 4 『乾峰和尚行状』『広智国師語録』
 5 右同
 6 『延宝伝燈録』卷十二、『乾峰和尚行状』
 7 『乾峰和尚行状』

8 辻善之助博士『日本仏教史』中世編の三

9 『広智国師語録』『無規矩』『乾峰和尚行状』

10 『公卿補任』巻二

11 『京城万寿禅寺記』『五山歴代』『夢窓録考証』、今枝氏前掲論

文

12 『友山和尚行状』『友山録』

13 『友山録』

14 右同

15 右同

16 『性海和尚行実』

17 『善応寺文書』大日本史料六編之二十五、七五四、八七一頁

18 『延宝伝燈録』巻十二

19 学士院紀要十九の三

20 『京城万寿禅寺記』

21 『弘宗定智禅師行状』

22 右同

23 『本朝高僧伝』巻三十一

24 『五山歴代』嗣夢窓石、仏観禅師、貞治二年春入寺

25 『仏観禅師行状』

26 玉村竹二氏『夢窓国師』

27 『仏日常光国師語録』善入寺黙庵和尚三十三年忌請、辻博士

前掲書

28 『宗鏡禅師伝』

29 『黄梅院文書』鎌倉市史料編三

30 『空華日用工夫集』貞治六年十二月十九日の条

31 玉村氏前掲書

五

晩年に至って漸く夢窓派帰依に固定した義詮は、素より表面を飾る派手者のようで、鎌倉より上洛の際には「馬具足奇麗也シカバ誠ニ耳目ヲ驚ス、其美ヲ尽シ善ヲ尺⁽¹⁾」して上洛し、貞治六年三月廿九日の中殿御会の折も「丑刻はかりに將軍参せらる、その行粧万人めをおとろかさるといふ事なし⁽²⁾」と云う状態で多くの大名を従えて参内した義詮の一行に、貴賤はその目を見張ったと云う、そしてまた晩年も「美酒ヲ甘シ遊宴ヲ専トシ、天下ノ政道ヲバ露バカリモ聞玉ハズ、春ハ花ノ下ニ席ヲ設ケ、秋ハ月ノ前ノ紅葉ノ宴⁽³⁾」を催す有様で、天下の政道を顧みない状態は、彼の高時入道と少しも変らぬ行跡であると陰口されては、禅林政策などもその時々々に於ける場当りのなもので、思慮分別を弁えてなされたものとは思われず、聖一派に感じ入れば聖一派、夢窓派に取附かれれば夢窓派と廻りの環境に押し流されて一貫性がなく、禅宗信仰も父尊氏程でも無く、直義などには遠く及ばない。義詮は散在諸刹を諸山・十刹・五山などの列に加えたが、禅林内部の弊害や統制監理面についてはその御教書を発していない、そして一寸機嫌をとられると忽ち直義の先例に倣ったのか⁽⁴⁾、「大徳寺并徳禅寺住持職同法度事、開山国師悉皆遺付之段、

云「東堂和尚」云「德禪寺住徹翁規矩之篇」任「彼行事之旨」、
 令「門弟相承」可「請」器用之門徒「次德禪寺住持之事、宜被
 天下安全祈」之状如件、貞治六年九月十三日、正二位御判、
 徹翁和尚^⑤とある如く、徹翁義亨は大徳寺山内に徳禪寺を構
 え、泉水奇石を配して庭園を築き、貴官高位の人々を招くに
 義詮もその列に加わる事数度に及ぶと、忽ち氣持良くして徹
 翁を天竜寺住持に請じたりした^⑥。流石に徹翁はこれを辞退し
 たが、春屋などはこれら義詮の言動が不安でならなかったで
 あらう。そして先の御教書も、宗峰妙超の遺風と後醍醐天皇
 の綸旨に則り、門徒相承し徳禪寺住持に至っては宜しく天下
 安全の祈禱を命じるなど、本を正せば義詮の不手際が不安を
 招いたのに、如何に朝廷外護の寺とは云い裨益に見ても義詮
 の神経が正常とは忽われない。それは単に「九月下旬の比ヨ
 リ征夷大將軍義詮身心例ナラズシテ、寢食不快^⑦」の状態ばか
 りで無く、義詮生来の力量がそうさせたものであらうし、こ
 の点弟の基氏の方がより前向きであり、禅林統制に於ても筋
 を通しているように思えてならない。基氏については後日の
 機会にする。

註1 『太平記』卷廿七左馬頭上洛事、

2 『貞治六年中殿御会記』『太平記』四十卷中殿御会記事

3 『細川頼之記』

4 『大徳寺文書』家わけ十七の一、一七五、一七六、一九三号

足利義詮の禅宗信仰とその態度(葉貫)

5 『竜宝山誌』

6 『天応大現国師行状』玉村竹二氏『大徳寺の歴史』講談社発
 行大徳寺所収

7 『太平記』卷四十將軍薨逝事

附記 執筆の機会を与えられた大野達之助教授、数々の教示に預
 った玉村竹二教授に御礼申し上げたい、また吉川、村上両君に
 も御世話になった。